

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる共同施行が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年9月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年9月30日から同年10月20日まで縦覧に供する。

令和4年9月27日

香川県知事 池 田 豊 人

共同施行名	土地改良事業名	縦覧場所
金倉川西地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 金倉川西地区	丸亀市産業文化部 農林水産課
町畑地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 町畑地区	〃